

高校生のための保育の仕事体験事業募集要項

標記事業の業務を委託する契約相手を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和8年2月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

項目	内容	
1 事業目的	進路を決める重要な高校生の時期に、夏休みを利用した保育所等での仕事体験を通じて、保育士の仕事の魅力、専門性とやりがいを体感してもらうことで、将来的な保育人材確保に繋げる。	
2 事業内容	(1)高校生を対象とする保育所等での保育の仕事体験プログラムの企画 (2)仕事体験の受入施設の確保と調整 (3)高校生向けの広報、申込受付、受入施設の決定、事前説明会の開催、仕事体験の実施管理	
3 募集事業者	1者	
4 参加者資格	事業者は、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。 また、複数の企業・団体等での共同による企画提案についても受け付けるので、代表者が申請すること。 1 業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。 3 県の指名停止基準に基づく指名停止を、提出書類の受付期間において受けていない者であること。 4 県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納がない者であること。 5 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。 7 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。	
5 業務の仕様	別添仕様書のとおり	
6 委託条件	委託期間	契約締結日から令和8年10月30日（金）まで
	委託料等	1 本事業総額4,846,000円（消費税額を含む）を上限とする。 2 委託契約の締結にあたっては、事前に委託契約金額の10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出せざることがある。 なお、契約保証金は業務完了後に返還する。 3 委託料の支払いは、実績確認に基づく精算払いとする。
7 委託対象外経費	飲食費（弁当・茶菓等）、実施事業者の経常的な運営にかかる経費など、委託業務に直接関係のない経費	
8 募集期間	令和8年2月18日（水）～同年3月4日（水）16時必着	

項目	内 容	
9 提出書類	1 「高校生のための保育の仕事体験事業」企画提案申込書（様式1号） 2 「高校生のための保育の仕事体験事業」企画提案書（任意様式）A4サイズ5ページ以内 3 「高校生のための保育の仕事体験事業」見積書（任意様式） 4 団体概要書（様式2号） 【添付資料】 定款・寄附行為等（写）、役員名簿、令和7年度事業計画書（予算書含む）、令和6年度事業報告書（決算関係書類）、納税証明書（3）※ ² ※ 該当する年度の書類が未作成の場合は、前年度でも可 ※ ² 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の滞納がないことを証する納税証明書	
10 提出方法等	提出先	神戸市中央区下山手通5-10-1（県庁1号館5階） 兵庫県福祉部こども政策課こども育成班
	提出部数	正本10部（提出書類はA4サイズとすること）
	提出方法・注意事項	1 <u>上記提出先まで持参または郵送すること。</u> 2 提出書類は返却しない。 3 企画提案にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。 4 提出された資料について問い合わせを行うほか、資料の補正や追加説明資料の提出を求めることがある。また、審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
11 審査等	審査方法	1 令和8年3月上旬に開催予定の企画提案審査会で、企画提案者による説明及び質疑応答並びに提出書類により審査を行い、その結果に基づき委託する事業者を決定する。ただし、企画提案者が企画提案審査会を欠席した場合は、当該企画提案者分は提出書類のみで審査を行う。なお、応募者が多数の場合は、予め提出書類による審査の上、上位者のみを企画提案審査会に招集する予定としている。 2 審査結果は、企画提案を行った全ての事業者に通知する。
	審査基準	1 業務目的・内容の理解 2 提案内容の妥当性 3 提案内容の有効性 4 実施体制の具体性 （1）広報活動や受入調整事務に対応する体制の充実度合い （2）個人情報等の情報管理体制
12 留意事項	1 令和8年度予算可決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は当該事業を実施せず委託を行わないこととし、予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は県と委託事業者との間で事業内容の変更等について協議するものとする。 2 審査による事業者決定後、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査を踏まえた協議を行った上で決定する。 3 本事業の委託対象経費については、その他の国や県、市町、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないこと。 4 その他、不明なことがあれば、県こども政策課と協議すること。 5 この募集要項及び仕様書等の内容についての質問は、電子メールにより行うこと。質問の受付期間は、募集期間5日前までとする。（宛先：kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp 件名「高校生のための保育の仕事体験事業に関する質問」とすること） なお、質問に対する回答は、募集期間3日前までにホームページにて回答する。	
13 問合わせ先	神戸市中央区下山手通5-10-1（県庁1号館5階） 兵庫県福祉部こども政策課こども育成班（清水和広、吉井見衣） TEL：078-341-7711（内73538、73540） FAX：078-362-3011	